

「建築基準法第7条の3に基づく中間検査制度」

中間検査マニュアル

平成29年10月1日

市川市街づくり部建築指導課

目 次

1. 中間検査制度の概要		
(1) 目的		1
(2) 特定工程及び特定工程後の工程の指定		1
(3) 中間検査		2
(4) 市川市における中間検査の概要		3
2. 中間検査の流れと実施方法		
(1) 基本的な流れ		5
(2) 中間検査の流れ		5
(3) 中間検査の手続きと手数料		6
(4) 留意事項		7
①設計及び確認申請段階		7
②中間検査申請書受理の注意点		7
③検査及びその後の処理		8
3. 中間検査チェックシートの用い方		
(1) 建築基準法第12条第5項の規定による報告書の作成		11
(2) 中間検査チェックシートの構成		11
(3) 中間検査チェックシートの位置付け		11
(4) 中間検査チェックシートの記入方法等		11
4. 中間検査チェックシート、同解説		
中間検査チェックシート・共通（集団規定）		12
共通チェックシート 検査項目解説		13
木造（軸組工法）	中間検査チェックシート・構造規定（単体規定）軸組工法	14
	軸組工法チェックシート 検査項目解説	15
木造（桢組壁工法）	中間検査チェックシート・構造規定（単体規定）桢組壁工法	17
	桢組壁工法チェックシート 検査項目解説	18
鉄骨造	中間検査チェックシート 構造規定（単体規定）鉄骨造	19
	鉄骨造チェックシート 検査項目解説	21
RC造	中間検査チェックシート・構造規定（単体規定）RC造	24
	鉄筋コンクリート 検査項目解説	27
5. 資料編		
資料1	市川市告示第8号（平成27年 1月19日付け）	29
資料1-1	市川市告示第173号（平成27年 8月31日付け）	32
資料1-2	市川市告示第12号（平成29年 2月7日付け）	33
資料2	工事監理報告書の書き方例 木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造	35
資料3	関係法令様式（中間検査申請書（第26号様式））	44
資料4	建築基準法第12条5項の報告様式（様式第33号）	52
資料5	中間検査申請の床面積算定及び申請手数料算定について	53

1. 中間検査制度の概要

(1) 目的

平成9年3月24日付け建築審議会より提出された「二十一世紀を展望し、経済社会の変化に対応した新たな建築行政の在り方に関する答申」の中で、阪神・淡路大震災において、被災建築物約44万棟、死者約6,400名の戦後最大規模の被害が発生し、防災性能の確保の必要性が改めて認識され、建築行政においては建築物の安全性を中心とする建築物の質の確保を図るため、建築規制の実効性確保が求められ、工事監理の徹底及び検査制度の充実を図る必要があり、その中で現在必ずしも十分に行われていない施工時の中間検査の強化が必要と示された。

この答申を受け平成10年6月12日に改正基準法が公布され中間検査制度が新たに設けられ、平成11年5月1日から施行されることになった。

この中間検査制度は、建築基準法、建築士法に基づく工事監理報告制度、建築基準法第12条報告・検査等制度及び、完了検査制度と連動した制度であり、完了検査で見えなくなる部分を、工事の中間において建築主事若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた市若しくは県の吏員または、国土交通大臣の指定を受けた指定確認検査機関（以下このマニュアルにおいて「建築主事等」という。）が建築基準法等の関係規定に適合しているかをチェックし、建築物の安全性を確保することを目的に導入されたものである。

なお、確認検査等に関する図書の閲覧制度と連動させ、市場競争原理を働かせることにより、工事監理者及び工事施工者の適切な監理・施工を期待し、もって建築物の質の向上を図ろうとするものである。

(2) 特定工程及び特定工程後の工程の指定

特定行政庁は、その地方の建築物の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案し、区域、期間及び建築物の構造、用途又は規模を限り、建築物に関する工事の工程のうち当該工事の施工中に建築主事等が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査することが必要なものを指定する。

これは着工件数や違反建築の発生の多い建築物、安全上の必要性の高い建築物等の観点から区域、構造、用途、規模を限り指定するものである。

又、期間の設定については当初3～5年間程度を定め、期間終了時に状況を勘案して特定工程の指定の継続、見直し又は解除を決定することになる。

(法第7条の3第1項・第8項)

指定工程の一般例を示すと次のようになる。

- ・ 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の鉄骨の溶接部分又は柱脚部分を検査できる工程として、鉄骨の建方工事の工程、柱脚工事の工程等
- ・ 木造建築物の基礎、柱、はり、筋かい等の接合部又は耐力壁の部分を検査できる工程として、基礎の配筋工事の工程、柱、はり及び筋かいの建方工事の工程、耐力壁の合板等の張り付け工事の工程等
- ・ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の鉄筋の部分を検査できる工程として、基礎、一定の階の柱及びはりの接合部分又は耐力壁の配筋工事の工程等

などの工程で、建築主事が建築基準関係規定に適合しているかを検査することが必要なものを特定工程として指定するものである。

又、特定工程が鉄骨の建方工事、鉄筋の配筋工事又は木造の建方工事であれば、それぞれ耐火被覆の工事、コンクリートの打設工事又は仕上げ材の工事を特定工程後の工程として指定する。

(3) 中間検査

建築主は、特定工程に係る工事完了後4日以内に第26号様式により、中間検査申請を建築主事にする事になる。(法7条の3第2項)ただし、指定確認検査機関に提出した場合は、この限りでない。(法7条の4第1項)

建築主事は申請を受理した日から4日以内に建築基準関係規定に適合するかどうかを検査し、適合すると認めたときは中間検査合格証を交付する。

中間検査の結果、不適合部分が発見された場合は、建築主に中間検査合格証を交付できない旨の通知をし、工事施工者が適法な状態に改善した後、中間検査合格証の交付となる。(法第7条の3第4項、第5項、法第7条の4第3項、第4項)

なお、中間検査合格証の交付をうけた後でなければ、特定工程に併せて指定する特定工程後の工程に係る工事を施工してはならない。(法第7条の3第6項)

また、特定工程に係る中間検査において、建築基準関係規定に適合すると認められた建築物の部分及びその敷地については、完了検査時に検査を要しない。(法第7条の3第7項)

(4) 市川市における中間検査の概要

1. 中間検査を行う区域

市川市全域

2. 中間検査を行う期間

平成27年4月1日から平成34年3月31日まで

3. 中間検査の適用建築物

平成27年4月1日以降に、建築主事に確認申請を提出する建築物、及び指定確認検査機関に確認を受けるために提出する建築物。

ただし、以下に該当する建築物は適用しない。

- ・法第18条（国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物）の適用を受ける建築物
- ・法第68条20（認証型式部材等）の適用を受ける建築物
- ・第85条（仮設建築物）の適用を受ける建築物
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定により建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受けるもの
- ・法第26条第3号に規定する用途（畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場等）に供する建築物

※建築基準法第7条の3第1項第1号により中間検査の対象となる建築物（鉄筋コンクリート造等の階数が3以上である共同住宅）については、適用除外はありません。

4. 中間検査を行う建築物の用途及び規模

新築に係る一の建築物又は増築若しくは改築に係る部分が、次の表に掲げるもの。

	建築物の用途		規模（階数、面積）
1	一戸建ての住宅（事務所、店舗其のほかこれらに類する用途を兼ねるものを含む）	分譲住宅以外	地階を除く階数が3以上のもの
		分譲住宅	①・②いずれかに該当するもの ①地階を除く階数が3以上のもの ②床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
2	一戸建ての住宅の用途以外の用途に供する建築物		①・②いずれかに該当するもの ①地階を除く階数が3以上のもの ②床面積の合計が500平方メートルを超えるもの

5. 指定する特定工程及び特定工程後の工程

4 に掲げた用途及び規模の建築物について次の表に掲げる工程に達した時に中間検査を行うとして特定工程を指定し、中間検査に合格しなければ着手してはならない工程として特定工程後の工程を指定する。

なお、次の表の特定工程で1 から 5 までの二以上の工程に該当する場合は、いずれか早期に施工する工程を、1 から 5 までのいずれかの工程を二以上に工区に分けて施工する場合は、二以上に分けた工区のうちいずれか早期に施工する工区の工程を特定工程とする。

建築物の構造等			特定工程	特定工程後の工程
1	鉄骨造		1 階の鉄骨その他構造部材の建て方の工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆及び内外装工事
2	鉄骨鉄筋コンクリート造	地階を除く階数が 1	1 階の鉄骨その他構造部材の建て方の工事	屋根及びはり（基礎ばりを除く）のコンクリート打ち込み工事
		地階を除く階数が 2 以上		2 階のはり及び床のコンクリート打ち込み工事
3	鉄筋コンクリート造	地階を除く階数が 1	屋根及びはり（基礎ばりを除く）の配筋工事	屋根及びはり（基礎ばりを除く）のコンクリート打ち込み工事
		地階を除く階数が 2 以上	2 階のはり及び床の配筋工事	2 階のはり及び床のコンクリート打ち込み工事
4	木造		屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（桝組壁工法にあっては屋根の小屋組の工事及び耐力壁の工事）	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事（屋根葺き工事を除く）及び内装工事
5	上記 1 から 4 までに掲げる構造以外のもの	地階を除く階数が 1	屋根版の取付け工事	構造耐力上主要な部分(基礎及び基礎ぐいを除く)を覆う内外装工事
		地階を除く階数が 2 以上	2 階の床版の取付け工事	

※ただし、法第 7 条の 3 第 6 項の政令で定める工程を除き、既存建築物の全部又は一部が存することにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装の工事を特定工程後の工程とする。

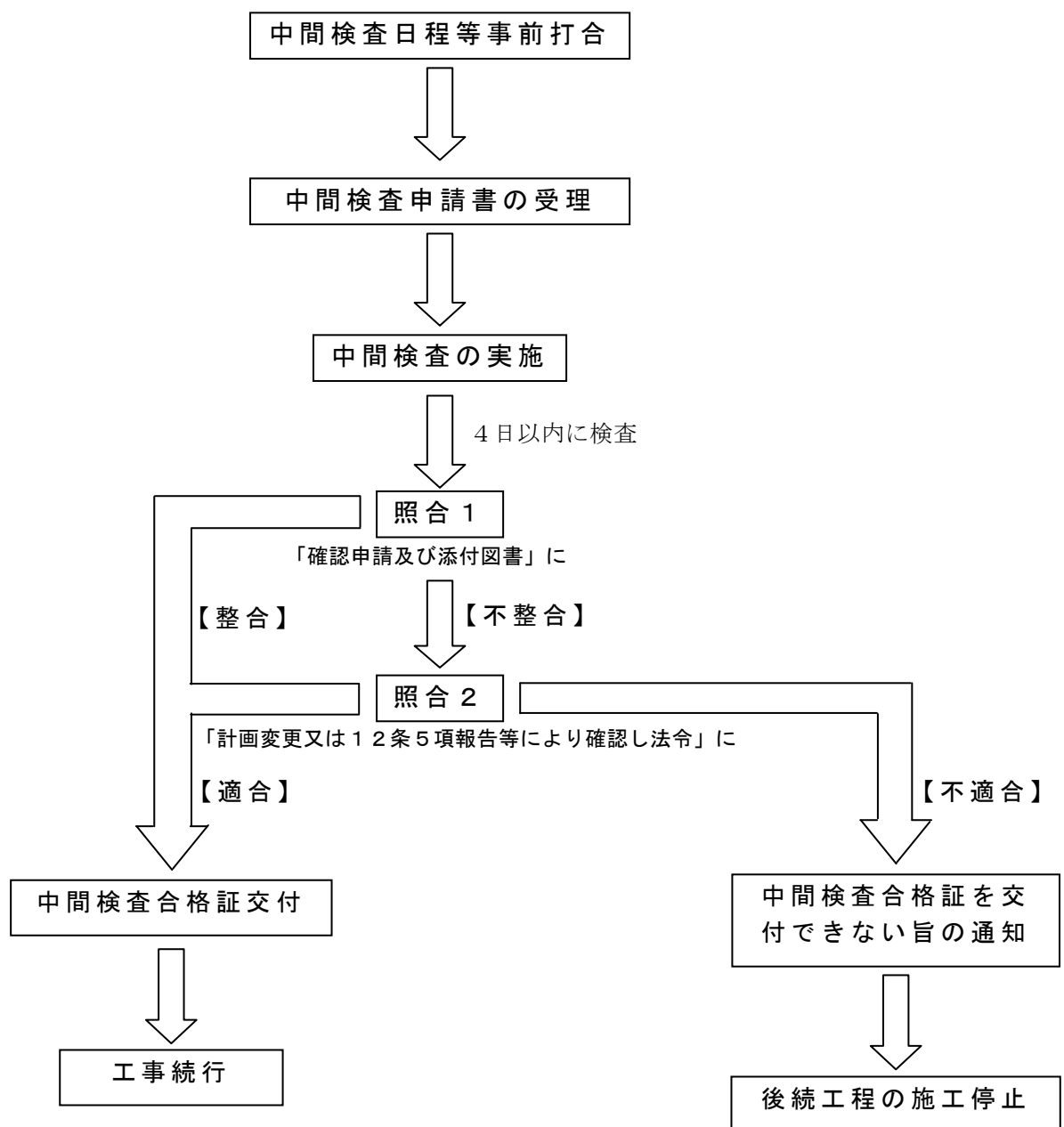
2. 市川市が行う中間検査の流れと実施方法

(1) 基本的な考え方

中間検査は、工事中の建築物が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査するものである。したがって、特定工程が終了した段階で、既に施工されているすべての部分及びその敷地が適法であるかどうかを検査しなければならない。

この場合の検査は、破壊検査まで行って適法性を検査することは技術的にも困難であり、経済的にも申請者に過大な負担をかけることになるから、従来の完了検査と同様に、原則として、外部から目視又は寸法測定等により適法性が検査できる範囲で行う。

(2) 中間検査の流れ



(3) 中間検査の手続きと手数料

① 申請に必要な書類

申請に必要な書類	注意事項
中間検査申請書	法令様式
確認済証（副本）	
委任状	代理者がいる場合に必要
申請手数料算定書	申請者又は代理者の捺印が必要
検査対象床面積資料	図面等を参考にしたものが見やすい
法 12 条第 5 項の規定による報告書	様式第 33 号 工事監理者が工事監理内容の概要や建築物の配置、高さ寸法等、その他必要事項を記入
中間検査チェックシート ○ 共通編 ○ 構造種別編	それぞれのチェックシート検査項目解説を参考に必要事項を記入する。
検査の特例を受ける建築物の施工写真	法令で規定されている部分の写真 法第 7 条の 5 項 規則第 4 条の 8、15 によるもの
* 建築工事施工計画書	報告対象建築物は、木造以外で地階を除く階が 3 以上、または延べ面積が 500 m ² を超える建築物、その他建築主事が必要と認める建築物等
* 構造関係資料	施工写真、各種材料・試験データ等（検査後返却）
* 木造の場合	金物の位置、種類を示した図面に監理者がチェックしたものを提出

* 印の書類は、必要に応じ提出する。

② 検査手数料と検査対象床面積について

中間検査の手数料は、中間検査を行う部分の床面積の合計に応じて、下記のとおりとなる。

中間検査を行う部分の床面積	手数料（円）
30 m ² 以内のもの	10,000 円
30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	12,000 円
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	16,000 円
200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	22,000 円
500 m ² を超え、1000 m ² 以内のもの	36,000 円
1000 m ² を超え、2000 m ² 以内のもの	49,000 円
2000 m ² を超え、1 万 m ² 以内のもの	110,000 円
1 万 m ² を超え、5 万 m ² 以内のもの	170,000 円
5 万 m ² を超えるもの	360,000 円

手数料は、特定工程に達した段階での床面積に応じて算定する。

○木造については、屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（桝組壁工法にあっては屋根の小屋組の工事及び耐力壁の工事）の完了時に検査を行うので、床面積が中間検査の対象床面積となる。

○鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造については、1 階の建て方の工事が特定工程となるが、この場合は、建て方が完了している床はり部分まで床があるものとして床面積の合計が

中間検査の対象床面積となる。

○鉄筋コンクリート造については、2階はり部分まで床があるものとして、床面積の合計を算定する。地階がある場合は、地階の床面積も合計する。

(4) 留意事項

検査にあたっては、中間検査申請書に記載された工事監理の状況等を参照した上で、目視、寸法測定等により確認の申請書及びその添付図書との照合を行うものとする。

又、確認の申請書及びその添付図書のみでは照合できない部分については、法第12条第5項の規定に基づき、必要に応じて設計図書〔建築工事实施のため必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く）及び仕様書（一般に共通仕様書と特記仕様書からなり、工事に対する設計者の指示のうち、図面のみでは表しきれない点を文章や数値などで表現するものであり、品質、成分、性能、精度、製造や施工の方法、部品や材料のメーカー加工業者等を指定するものをいう。）以下設計図書という。〕、構造計算書等の提出を求めて、建築基準関係規定に適合することを確認する必要があります。

以下、設計から検査に至るまでの段階における留意事項を説明する。

① 設計及び確認申請段階

特定工程等を検査する際には、建築物の構造概要、使用材料、地盤、基礎工事、製作・工事の品質管理の概要、試験・検査計画概要、施工にあたっての注意事項等の情報が集まらなると合否判定が困難となる場合がある。従って、設計者は設計の時点及び確認の段階で下記のことについて留意すること。

- ・確認申請書に添付する図面については、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図に、縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法を明示する。（建築基準法施行規則第1条の3、添付図書・明示すべき事項）
- ・設計図書の図面には、構造詳細図等上記図面のみでは表しきれない箇所・詳細な事項を補足することにより、建築基準関係規定に適合することの検査に寄与する情報を記載すること。
- ・共通仕様書・特記仕様書には、法令・学会基準等に示された標準的な加工方法等の他に製作・工事の品質管理の概要、試験・検査計画概要等を記載すること。例えば鉄骨造の場合は、柱脚・仕口に関する標準的な製作・加工方法（ダイヤフラムの形式、溶接記号による突合わせ溶接・すみ肉溶接の区別等）等を鉄骨構造標準図として添付し、また鉄筋コンクリート造の場合には、配筋ルール、継手の工法等を鉄筋コンクリート構造標準図として添付すること等が一般に行われている。

② 中間検査申請書受理の時点

工事監理者は中間検査申請書第四面の「工事監理の状況」を「中間検査チェックシート」の検査項目を参考に申請すること。

建築主は特定工程に係る工事が完了してから4日以内に中間検査の申請をし、建築主事は申請を受理した日から4日以内に検査しなければならない（法第7条の3第4項）とされていることから、円滑な検査体制の確保のためには、工事監理者又は工事施工者

は、特定工程の工事完了予定日を電話連絡するなど相互の連絡調整が必要である。

「中間検査申請書」の受理要件は、原則として次のとおり。

- ① 工事監理者が工事着工前に選任されていること。この場合に建築主と工事監理者との契約が交わされていることが望ましい。
- ② 工事監理者が業務を行い、必要な措置が行われていること。
- ③ 設計に変更があった場合は、計画変更確認申請等の必要な手続きがなされていること。
- ④ 「工事監理の状況」が的確に記載されていること。
- ⑤ 添付写真等（※必要に応じて）
構造上主要な軸組・仕口等の接合部・鉄筋部分等を写したもの

③ 検査及びその後の処理

イ 検査の内容

- ・ 特定工程部分の検査（単体規定）

建築主事等は、「中間検査チェックシート」及び「中間検査チェックシート検査項目解説」を参考に検査する。なお、チェックシート等が用意されていない構造の建築物については、「中間検査チェックシート」共通編並びに法令及び学会・協会等の仕様書等を参考にして確認の申請書及びその添付図書等との照合により検査する。

- ・ 特定工程以外の工事部分の検査（単体規定）

特定工程以外の工事部分の検査についても基本的には、特定工程部分の検査と同様の方法になるが、すでに躯体工事が完了している部分であり、通常の見視検査で判定ができない場合は、工事監理報告・写真等の審査が主体となる。

- ・ その他の工事部分の検査（主に集団規定）

意匠関係、設備関係等の検査は、中間検査チェックシート（共通）を参考に特定工程検査時点における建築物及び敷地の状況が、法令等に適合しているか否かを検査する

検査の結果、設計変更の手続き（計画変更確認申請等）が必要となる場合が考えられるが、工事監理者等にとっては、計画変更確認申請は変更部分の工事に着手する前に確認を受けるものであることを踏まえて、中間検査を受ける以前に手続きを完了しておくことを十分に認識すること。

ロ 検査の合否判定及び処分等

検査はフロー図等の流れに添って原則として一つの申請について一回行なわれ、建築物等が確認申請及びその添付図書（設計図書を参考にした場合を含む）に整合しているかどうか、又は建築物等が建築基準関係規定に適合しているかどうかの観点によりの確に合否の判定をする。判定は原則として工事現場において行うことになるが、検査後になされる工事監理者等の報告又は計画変更申請に判定の一部を委ねる場合によっては、後日とする。

一方、建築主等は、建築基準法第7条の3第6項の規定により、中間検査終了後に建築主事が交付する中間検査合格証を受けた後でなければ、特定工程後の工程に係る工事の施工はすることができない。よって、施工者は中間検査合格証の交付を受けるまで施工を中断することがある。

a 合格

建築物等が確認申請書及びその添付図書に全て整合する場合は、建築基準関係規定に適合していると認め、現場において合格である旨を口答で伝え、速やかに中間検査合格証を交付する。

b 報告、手続き等の上合格

軽易な手直し工事の終了をもって、確認申請書及びその添付図書に整合する場合、又は建築物等と確認申請書及びその添付図書に不整合の部分がある場合は、次の方法により建築基準関係規定に適合していることの報告を求める。

- ・軽易な手直し工事の終了をもって、合格とするもの

軽易な手直し工事の終了をもって、確認申請書及びその添付図書に整合する場合は、手直し工事を確認した後に合格とする

- ・軽微な変更

建築物等は建築基準関係規定に適合しているが、確認申請書及びその添付図書に不整合の部分がありかつ軽微な変更であると認められる場合は、中間検査申請書第三面【11】欄の記載を確かめ、又は建築基準法第12条第5項の規定による報告を受けた後に、中間検査合格証を交付する。軽微な変更とは建築基準法施行規則第3条の2の規定による。

- ・計画変更確認申請

軽微な変更以外の変更については、計画変更確認申請の提出を求めて、建築基準関係規定に適合すると認めた場合には、計画変更確認済証を交付した後に中間検査合格証を交付する。

この場合建築主事等は、確認申請書及びその添付図書に不整合である部分を指摘した上で、建築物等が建築基準関係規定に適合していることを証明できる計画変更確認申請の提出を指示すること。

建築士は、他の建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、原則として当該建築士の承諾を求めなければならない。（建築士法第19条）

c 不合格

建築主事等が当該建築物等は補強・補修等で対応できない重大な瑕疵（建築基準関係規定に抵触する事項に限る）があり、建築主事等が上記bによっても合格の判定することができないと判断した場合、すなわち、建築物等が確認申請書及びその添付図書に不整合であり、かつ、建築物等は建築基準関係規定に適合しないと判定した場合、

又は工事監理者等が、建築物等が建築基準関係規定に適合する旨の証明をすることができない場合にあっては、中間検査合格証を交付できない旨の通知書（規則第27号様式）により通知する。

中間検査合格証を交付できない旨の通知書を交付された建築主は、早期に当該建築物等が適法な状態となるための措置をとらなければならない。又、工事監理者は工事施工者に対し、建築基準関係規定に不適合な部分を適合な状態に改めるための適切な指示を与え、早期に適合する状態にしなければならない。

中間検査合格証を交付できない旨の通知書による処分があつてから相当の猶予期間の後にあつても、当該建築物が適法な状態に至らない場合にあっては、建築基準法の規定に基づく違反処分に移行するところとなる。

なお、建築主事等が建築基準関係規定に適合しないと判定する例としては、鉄骨造の構造耐力上主要な部分を突合わせ溶接とすべきところをすみ肉溶接とした、或は鉄筋コンクリート造の構造耐力上主要な部分のコンクリートの強度を著しく誤って打設した、又は都市計画区域内にあつて敷地が接道義務を満たせない、或は道路斜線制限を超えて柱梁が構築された等の場合が考えられる。

3. 中間検査チェックシートの使い方

(1) 建築基準法第12条第5項の規定による報告書の作成

着工から中間検査を受けるまでの工事監理、施工状況について詳しく記入する。
建築物の配置や高さ寸法等について記入する。

(2) 中間検査チェックシートの構成

「中間検査チェックシート」は、各構造に共通の部分（主に集団規定）と、代表的な構造として軸組工法、枠組壁工法、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造別の部分（単体規定・構造規定）からなる。又、各チェックシートの後に各構造別の項目解説が記載されている。

(3) 中間検査チェックシート等の位置付け

中間検査チェックシート等は、建築主事等が実施する現場検査において、建築基準関係規定に適合しているかどうかの判断をする際の参考資料として用いるものとする。

又、工事監理者等にあつては、中間検査前の自主検査の際の参考として、或は中間検査申請書第四面の「工事監理の状況」欄を記入する際等に活用されたい。

なお、巻末に資料2「工事監理報告書の書き方例 木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造」を付けてあるので、併せて参照されたい。

(4) 中間検査チェックシートの記入方法等

このチェックシートは、建築主事等が現場で検査を実施する際の主要な検査項目についてまとめたものである。

以下に各構造に共通する記載内容及び記載方法を示す。

- ① 検査項目及びその内容については、各構造別「中間検査チェックシート及び検査項目解説」を参照のこと。
- ② 工事施工者及び工事監理者の検査日付欄については、工事施工者及び工事監理者が中間検査に先立って自主的に検査する場合にも使用できるよう設けたものである。
- ③ ☐ で囲まれた部分以外は、申請時まで記入してください。
- ④ 検査において適用されるが、チェックシートの検査項目が用意されていない項目については、その他の項目欄等に記入する
- ⑤ 検査において適用されないチェックシート項目については、結果欄に斜線を引き、未記入と区別する
- ⑥ シート末尾の「不具合の処置」の欄には、不具合の処置方法について記入する
- ⑦ シート末尾の「添付図書」の欄には、報告を受けた添付図書・資料の種類を記入する

建 物 概 要	1	建築確認番号					
		建築確認年月日	平成	年	月	日	
	2	建築場所					
		建築主氏名					
	3	工事監理者	資格【一級・二級・木造】 建築士 番号				
		監理者氏名	電話				
	4	工事施工者	登録	年	【知事・大臣】【一般・特定】 番 号		
		管理者氏名	電話				
工事監理の状況							
検査年月日		平成	年	月	日	検査員名	

集 団 規 定

検査項目	内 容	確認日付		検査方法 A:目視検査 B:計測検査 C:監理者報告	結 果			
		施工者	監理者		一次判定	判定月日	二次判定	判定月日
① 敷地の安全性 (法19条)	1. かけ又は擁壁の安全			A・B・C				
	2. 敷地の高低差			A・B・C				
② 敷地と道路の関係 (法42条, 43条) 県条例等	1. 前面道路の幅員			A・B・C				
	2. 接道長さ			A・B・C				
	3. 敷地内通路			A・B・C				
③敷地面積 容積率 建ぺい率 (法52条, 53条 53条の2)	1. 敷地形状の確認			A・B・C				
	2. 確認申請図面の平面図との照合			A・B・C				
④外壁後退等 (法54条)	1. 建物配置の確認			A・B・C				
⑤道路斜線等 (法55条, 56条 58条)	1. 各部分の高さの確認 (立面図等との照合)			A・B・C				
	2. 緩和規定適用の場合の後退部分の 外構制限及び前面道路との高低差 等			A・B・C				
⑥確認表示板の 設置(法89条)	1. 確認表示版の設置及び記載内容の 確認			A				
⑦工事現場の危 害の防止 (法90条)	1. 仮囲い、防護ネット等			A				
⑧その他								

※太線枠内は記入しないで下さい

共通チェックシート検査項目解説

1. 中間検査留意事項

- ・工事監理者が、工事着工前に選任され、設計図書どおりに施工されているかを確認しているか。
- ・建築確認後に計画変更があった場合、計画変更確認等の手続きがされているか。
- ・工事監理の状況の報告（中間検査申請書第4面）が的確に記載されているか。

2. 検査方法

- ① 敷地の安全性
 - ・擁壁の設置有無及び申請手続きがなされているか確認する
 - ・法第19条について確認図書と整合しているか確認する。
- ② 敷地と道路との関係
 - ・県条例第5条、第7条、第8条、第14条、第23条及び第43条について確認図書と整合しているか確認する。
 - ・政令第128条、第128条の2及び県条例第39条、第44条について確認図書と整合しているか確認する。
- ⑤ 道路斜線等
 - ・各部分の高さが立面図等と整合しているか確認する。
 - ・道路斜線の緩和等、高さの緩和を適用している場合は、その条件のとおりか確認する。
- ⑥ 確認表示板の設置
 - ・確認板が設置及びその他の欄に工事監理者が記載されているか確認すること。
- ⑦ 工事現場の危害の防止
 - ・政令第136条の2の20から第136条の8の規定に適合しているか確認する。

検 査 項 目	内 容	確 認 日 付		検 査 方 法 A:目視検査 B:計測検査 C:監理者報告	結 果			
		施 工 者	監 理 者		一 次 判 定	判 定 月 日	二 次 判 定	判 定 月 日
①全体	1. 柱、はり、壁、床の位置			A・C				
	2. 木材の節・腐れ			A・C				
②基礎・地盤	1. 種類（布・ベタ・その他）			A・C				
	2. 形状・寸法・ひび割れの確認			A・B・C				
	3. 床下換気口			A・C				
	4. 支持地盤の良否			C				
③土台等	1. 形状・寸法・材質			A・B・C				
	2. 火打設置位置の確認			A・C				
④アンカースクリュー	1. 形状・寸法・材質の確認			A・B・C				
	2. 配置、緊結の状況			A・C				
⑤柱	1. 形状・寸法			A・B・C				
	2. 接合部の状況			A・C				
	3. ホールダウン金物の設置位置・接合状況			A・C				
⑥横架材	1. 形状・寸法			A・B・C				
	2. 接合部の状況			A・C				
⑦筋かい	1. 形状・寸法			A・B・C				
	2. 欠込み部の補強			A・C				
	3. 接合部の状況			A・C				
	4. 耐力壁配置の確認			A・C				
⑧床組等	1. 形状・寸法			A・B・C				
	2. 床高さ（又は床下防湿）			A・B・C				
	3. 防腐、防蟻			A・C				
	4. 火打設置位置の確認			A・C				
⑨小屋組等	1. 形状・寸法			A・B・C				
	2. 必要な振止めの設置状況			A・C				
	3. 接合部の状況			A・C				
⑩不具合の処置								
⑪添付図書	□施工写真（基礎、木造仕口、金物等）							
合否判定	一 次 判 定	合 格 不 合 格		二 次 判 定	合 格 不 合 格			

※ 太線枠内は記入しないで下さい

軸組工法チェックシート検査項目解説

1. 検査項目

一般的な軸組工法による建築物の検査にあつては、木造軸組の主要な部分について、部材形状や緊結状況が適切に施工されているかを検査する

木造3階建軸組工法建築物の検査にあつては、設計時の構造計算等で部材や接合部仕様が決まって来ることから、特に構造上重要な部位が確認図書どおりに施工されているかを検査する

2. 検査方法

検査の方法は、確認申請書に添付された図書のとおりに施工されているかを、目視により確認することを基本とし、必要に応じてスケール等により測定する。

木造3階建の建築物については、設計時の構造計算で部材等が決まっていることから、確認申請書との違いがある場合には、鉄筋コンクリート、鉄骨造と同様に、変更後の仕様が建築基準関係規定に抵触していないことについて報告を求めた上で合否判定を行う。

①全体

主要な構造部材の配置について、確認図書どおりか確認するとともに、木材に構造上の欠陥となるような節、腐れ等がないか確認する。

②基礎等

- ・ 基礎の種類（布基礎、べた基礎等）に応じ、支持地盤、コンクリート、鉄筋の品質、配筋等に関する申請書4面の内容が確認図書どおりか確認するとともに、目視、計測できる範囲で形状、寸法の確認を行う。
- ・ 建築物に有害な欠陥をもたらす基礎のひび割れ状況を観察することもある。
- ・ 床下換気口の配置についても確認する。

④アンカーボルトの配置や土台との緊結の状況を確認する。

⑤⑥柱、横架材

- ・ 形状・寸法、欠込みのある場合の補強、通し柱の配置、通し柱に代わる管柱の補強などが確認図書どおりか確認する。
- ・ 柱と基礎又は柱と土台との金物による接合が適正に行われているか確認する。
- ・ 柱と横架材の金物による接合状況や接合金物の確認を行う。

なお、金物については確認申請書及びその添付図書に記載された金物との照合を行う。

⑦筋かい

- ・ 筋かいの配置が確認図書等どおりか確認する。
- ・ 形状・寸法、欠込みのある場合の補強などが確認図書等どおりか確認する。
- ・ 柱や横架材との接合位置や接合状況、接合金物の確認を行う。

なお、金物については確認申請書及びその添付図書に記載された金物との照合を行う。

⑧床組等

- ・ 根太や床板（構造用合板等）形状・寸法などが確認図書どおりか確認する。
- ・ 接合部の状況や接合金物の確認を行う。
- ・ 床組の配置が確認図書どおりか確認する。
- ・ 火打ち材が適切な位置に配置されているかを確認する。
- ・ 床下の防湿の状況や床の高さ、防腐・防蟻処理などについても確認する。

⑨小屋組等

- ・ 小屋束、もや、棟木及びたるきの形状・寸法、振止めの状況など確認図書どおりか確認する。
- ・ 火打ち材が適切な位置に配置されているかを確認する。
- ・ 接合部の状況や所要の金物が適正に使用されているかの確認を行う。

3. 検査の特例がある建築物

- ・ 工事監理が適正に行われている場合は、構造規定の検査は行わない。
- ・ 工事監理が適正に行われていない場合は、建築主に工事監理者の選任を促し、報告させること。この場合構造規定の検査を行うが、確認図書が省略されている場合は、法第12条第5項の規定により設計図書の提出を求めて検査を行うことになる。

検 査 項 目	内 容	確 認 日 付		検査方法 A:目視検査 B:計測検査 C:監理者報告	結 果			
		施 工 者	監 理 者		一 次 判 定	判 定 月 日	二 次 判 定	判 定 月 日
①全体	1. 構造耐力上主要な部分の材料の品質 (桢組材、構造用合板、釘、金物等)			A・B・C				
	2. 釘・金物の種類、間隔等			A・B・C				
②基礎・地盤	1. 種類 (布・ベタ・その他)			A・C				
	2. 形状・寸法			A・B・C				
	3. 床下換気口			A・B・C				
	4. 支持地盤の良否			C				
③床組の状況	1. 床根太間隔			A・B・C				
	2. 床開口部の補強			A・B・C				
	3. 床材の厚さ			A・C				
	4. 床根太と土台			A・B・C				
	5. 端根太と土台			A・B・C				
	6. 転び止め			A・B・C				
	7. 防腐、防蟻			A・B・C				
④ アンカールト	1. 配置、緊結の状況			C				
⑤耐力壁等	1. 耐力壁の位置			A・B・C				
	2. たて桢相互の間隔			A・B・C				
	3. 交差部の補強			A・B・C				
	4. 耐力壁のたて桢の緊結			A・B・C				
	5. 耐力壁の上桢の頭つなぎ			A・B・C				
	6. 開口部のまぐさ、まぐさ受け			A・B・C				
	7. 床の桢組と床材との緊結			A・B・C				
	8. 壁の桢組と壁材の緊結			A・B・C				
	9. 防腐、防蟻			A・B・C				
⑥小屋組	1. たるきの形状・寸法			A・B・C				
	2. 振れ止めの設置状況			A・B・C				
	3. 各部材相互の緊結			A・B・C				
	4. 耐力壁配置			A・B・C				
⑦不具合の処置								
⑧添付図書	□施工写真 (基礎、木造仕口、金物等)							
合否判定	一次判定	合格	不合格	二次判定	合格	不合格		

※太線桢内は記入しないで下さい

枠組壁工法チェックシート検査項目解説

1. 検査方法

①全体

主要な構造部材の配置について、確認図書どおりか確認するとともに、木材に構造上の欠陥となるような節、腐れ等がないか確認する。

②基礎等

- ・ 基礎の種類（布基礎、べた基礎等）に応じ、支持地盤、コンクリート、鉄筋の品質、配筋等に関する申請書4面の内容が確認図書どおりか確認するとともに、目視、計測できる範囲で形状、寸法の確認を行う。
- ・ 建築物に有害な欠陥をもたらす基礎のひび割れ状況を観察することも必要である。
- ・ 床下換気口の配置についても確認する。

③アンカーボルトの配置や土台との緊結の状況を確認する。

④ 床組の状況

- ・ 床構面の構造耐力上重要な部分の検査を行う。

⑤ 耐力壁等

- ・ 耐力壁等の構造耐力上重要な部分の検査を行う。
- ・ 耐力壁の位置及び延長が確認図書どおりか確認する。

⑥ 小屋組

- ・ 小屋組の構造耐力上重要な部分の検査を行う。
- ・ たるきの間隔、たるきつなぎが設置されていることを確認する。
- ・ 振れ止めが設けられていることを確認する。
- ・ 小屋組の各部材が緊結されていることを確認する。

検 査 項 目		検 査 内 容	確 認 日 付		検 査 方 法 A:目視検査 B:計測検査 C:監理者報告	結 果			
			施 工 者	監 理 者		一次 判定	判定 月日	二次 判定	判定 月日
① 加工工場における品質確認	1	加工工場の選定			C				
	2	材料の品質確認			C				
	3	組立精度の確認 開先角度、ルート面、ルートギャップ、食い違い等の精度 ※			C				
	4	製品検査Ⅰ（部材の寸法精度測定） ※			C				
	5	高力ボルト 接合部の処理 ※			C				
	6	製品検査Ⅱ（溶接接合部の品質）			C				
② 現場検査	1 全 体	1)加工工場の類別			A				
		2)部材の配置			A・C				
		3)部材の寸法・形状			A・B・C				
		4)建て方精度			A・C				
	2 基 礎 ・ 地 盤	1)支持地盤			C				
		2)基礎形状			C				
					C				
		3)地中ばり			C				
		4)立ち上り			C				
	3 溶 接 接 合 部	1)工場溶接部分の外観・形状			C				
					C				
					C				
					C				
					C				
					C				
		2)現場溶接部分組立精度確認			C				
		3)現場溶接部分の製品検査			C				

	4) 現場溶接部分の外観・形状	a. 現場溶接部の部位			A・C					
		b. 溶接継ぎ目の種類（突合せ溶接・すみ肉溶接・まわし溶接）			A・C					
		c. 溶接継ぎ目の食い違い ※			C					
		d. アンダーカット 等の断面欠損 ※			C					
		e. われ ※			C					
		f. その他の溶接部の外観・形状 ※			C					
		g. 養生方法 ※			C					
	4) ボルト接合部	1) トルア型	a. 現場受け入れ検査（トル 係数値確認・導入張力確認試験）			C				
			b. ボルト の径、本数、スライス 数、間隔 縁あき、端あき			A・C				
			c. 締付け状態の確認（肌すき・ピンホール破断・マーキング の状態）、摩擦面の処理			A・C				
		2) JIS型六角	a. 締め付け機器の調整、現場受け入れ検査（導入張力確認試験）			C				
			b. ボルト の径、本数、スライス 数、間隔 縁あき、端あき			A・C				
			c. 締付け状態の確認（肌すきの有無・マーキング の状態）、摩擦面の処理			A・C				
		3) 中ボルト	ボルト径、本数、ゆるみ止め			A・C				
	5) プレース	a. プレースの形式・板厚・材質・補剛材等			A・B・C					
		b. ボルト径、本数、たわみのチェック			A・C					
	6) 柱脚接合部	a. 柱脚接合工法の良否（認定工法→ ）			A・C					
		b. ベースプレート の材質・形状・板厚			A・C					
		c. アンカボルト の材質・径・本数及び配置、保持・埋め込み方法、締め付け状態（余長）			A・C					
		d. スタッドボルト の径・本数・配置			C					
7) 床スラブ	a. 床構造の形式			A・C						
	b. 接合部の施工状況			A・C						
③ 不具合の処置										
④ 添付図書		☐ 鋼材のミルシート ☐ 鋼材等の流通経路を示す書類 ☐ 溶接部の検査報告書（外観+超音波探傷） ☐ 溶接部の検査に関する契約書（写し） ☐ ボルト類の強度試験報告書 ☐ 高力ボルト現場軸力試験報告書 ☐ 高力ボルトの締め付け検査報告書 ☐ 露出型柱脚施工監理報告書 ☐ 合成スラブの施工状況 ☐ 認定書・資格証（写し） ☐ 鉄骨製作工場名の現場表示板の写真 ☐ 各工程の工事写真 ☐ 工事監理契約書（写し） ☐								
合 否 判 定	一 次 判 定	合 格 不 合 格	二 次 判 定	合 格 不 合 格						

※ 太線内は記入しないで下さい

鉄骨造チェックシート検査項目解説

1. 検査項目

鉄骨工事の中間検査では、構造耐力上で重要な部位が確認の申請書及び添付図書のとおり施工されているかを重点的に検査する。

既に施工された部分、隠蔽されて見えない部分、鋼材の材質、溶接部検査結果報告書、製品検査結果報告書等については、工事監理者から施工状況の報告を求め報告書で確認する。

2. 検査方法

①加工工場における品質確認

1. 加工工場の選定

- ・鉄骨加工工場の選定にあたっては、当該鉄骨工事に係る建築物の規模・形状・構造種別・架構形式・使用鋼材の種別と板厚・溶接方法の種別等に対して十分な技術と設備を持ち、有効な品質管理体制を備えていることを確認する。
- ・工事監理者や工事施工者が選定に当たってどのような調査を行ったかを確認する。

2. 材料の品質管理

- ・溶接接合する鋼材、溶接材料（被覆アーク溶接棒・ワイヤ・フラックス及びガスなど）、高力ボルトセットの種類・規格・品質等を確認図書または設計図書との照合により確認する。

3. 製品検査Ⅱ（溶接接合部の品質）

- ・溶接部に関する受入検査の一環として、鉄骨加工工場の自主検査がどのように行われたか、また、不具合部の処置はどのように行われたか等について、鉄骨加工工場が作成した、「溶接部の社内検査報告書」等によって確認し評価する。
- ・溶接部の品質に関する受入検査は、外観検査（表面欠陥の検出）及び超音波探傷試験（内部欠陥の検出）について行う。

※当面の間① 1、2、6 を中間検査の対象とし、※印欄については、現場における検査が困難であるから工事監理者の報告書等によるものとする。

②現場検査

1. 全 体

1) 加工工場の類別

- ・鉄骨加工工場名を記載した表示板が掲載されていることを確認する。

2) 部材の配置

- ・柱、はり、ブレース、床版等各部材の配置が、確認添付図書と整合していることを確認する。
この部材配置は、建築物の構造上の性能に対する影響が大きいため慎重にチェックする。

3) 部材の寸法・形状

- ・柱、はり、ブレース、床版等各部材の寸法・形状が、確認添付図書と整合していることを確認する。

4) 建方精度

- ・建方検査は、建入れ直しの状況及び仮締めボルトの位置・本数等は、倒壊防止措置等について確認を行う。

③基礎・地盤

1) 支持地盤

- ・工事監理報告により、根伐り底、土質、地耐力等を確認する。

2) 基礎形状

- ・工事監理報告により、基礎の種類、配筋状況、型枠組立状況等を写真で確認する。
- ・杭の工法（特殊な杭の工法の場合は認定番号等）、長さ、径、位置、杭頭補強、杭の芯ずれ等を確認する。
- ・工事監理報告により、ベース寸法、主筋の径、本数、位置、芯ずれによる補強等を確認する。また、配筋状況、型枠組立状況等を写真で確認する。

3) 地中ばり

- ・工事監理報告により、断面寸法、主筋の径、本数、位置、定着方法、継手、あばら筋の位置等を確認する。また、配筋状況、型枠組立状況等を写真で確認する。

4) 立ち上り

- ・工事監理報告により、断面寸法、主筋の径、本数、定着方法、帯筋径、間隔、形状等を確認する。また、配筋状況、型枠組立状況、アンカーボルト等の取付状況を写真で確認する。

④溶接接合部

1) 工場溶接部分の外観・形状

- a 突合せ溶接か、すみ肉溶接（部分溶け込み溶接、まわし溶接を含む）かについて、確認添付図書（必要に応じて設計図書）と照合する。

2) 現場溶接部分の製品検査

- ・溶接部の外観検査及び超音波探傷検査については、工場製作における溶接部の受入れ検査と同様に行う。ただし、現場溶接工事の場合、工程・工期や溶接作業の進め方等の関係から自主検査が省略され、受入検査のみが実施されるケースが多いため、原則として全数検査が行われていることを確認する。

3) 現場溶接部分の外観・形状

- a 現場溶接を採用した接合部の位置・形状・寸法を確認図書と照合して確認する。高力ボルト接合から現場溶接接合に変更するケースが増えているので注意する。
- b 突合せ溶接か、すみ肉溶接（部分溶け込み溶接、まわし溶接を含む）かについて、確認添付図書（必要に応じて設計図書）と照合する。

※印欄については、工事施工者の管理によるものであるから工事監理者等よりヒアリングを行うことにより対応する。

⑤ボルト接合部

1) トルシア型ボルト

- ・確認図書に基づいて、高力ボルト接合を採用する部位を確認する。
- ・高力ボルトの認定番号、ボルト径ごとやメーカーごとにトルク係数値、現場張力導入試験が行われていることを確認し、使用する高力ボルトセットの品質の良否を確認することが望ましい。
- ・ボルトの径、本数、スプライス数、間隔、縁あき、端あき等について、確認図書と照合する。
- ・締付けに先立ち、摩擦接合面、ボルト径・孔のくい違い・肌すき、ピンテール破断等を確認し、一次締付け後に全数のマーキングを行った上で本締めをしていることを確認することが望ましい。

2) J I S 型六角ボルト

- ・ 確認図書に基づいて、高力ボルト接合を採用する部位を確認する。
- ・ ボルト径ごとやメーカーごとに現場張力導入試験が行われていることを確認し、使用する高力ボルトセットの品質の良否を確認するが望ましい。
- ・ ボルトの径、本数、スプライス数、ピッチ、縁あき、端あき等について、確認図書と照合する。
- ・ トルシア型高力ボルトの締付け方法は、トルクコントロール法であり溶融亜鉛メッキ高力ボルトの締付け方法はナット回転法である。J I S 型六角高力ボルトは、いずれの方法も用いることができるが、通常はトルクコントロール法が用いられる。
- ・ 締付けに先立ち、摩擦接合面、ボルト径・孔のくい違い・肌すき等を確認し、一次締付け後に全数のマーキングを行った上で本締めをしていることを確認することが望ましい。
- ・ 本締め検査は、六角高力ボルトの場合にはトルクレンチによる締付けトルクの確認及びマークのずれにより、締付け状態及び共回りの有無を確認するが望ましい。

3) 中ボルト

- ・ ボルト径、本数、締め付け状態を確認する。

⑥ ブレース

- ・ ブレースの構造形式（水平・垂直共、K型、V型、X型等）を設計図書と照合し、部材の寸法、材質及び接合部（ブレース端部、柱・はり部分の補剛等）の構造詳細を確認する。
- ・ ボルト径、本数、たわみ等がないか確認する。

⑦ 柱脚接合部

- ・ 鉄骨造における柱脚は、鉄骨柱とRC造基礎との接合部であり、基本的には、次の4つの要素で構成されている。
- ・ ベースプレート ・ アンカーボルト ・ ベースモルタル ・ 基礎鉄筋コンクリート・柱脚の検査にあたっては、柱脚を構成する4つの要素に期待する性能が、柱脚の応力伝達の条件に対応して異なることに注意し、確認図書と照合する。
- ・ 柱据付け面の状況、アンカーボルトの据付け状況（径・長さ・取付位置等）、露出型固定柱脚の施工状況（認定工法の場合は、認定番号、メーカーの設計施工チェックシート等による確認）等について確認する。
- ・ アンカーボルトの据付け保持・埋込み方法は、鋼製フレーム固定法、型枠固定法等が望ましい。ベースプレートの材質・形状・板厚については、確認図書で確認する。
- ・ アンカーボルトの材質、径、本数、配置等については、確認図書と照合する。また、ボルトの余長を確認する。
- ・ ナットの締付けは、ベース下充填モルタルが十分硬化した後、各ボルトの張力がほぼ均等になるように締め付けなければならない。通常は、ナット回転法で管理する。
- ・ 通常スタッドボルトは、工場でスタッド溶接しているのので、溶接管理については監理報告等で確認する。

⑧ 床スラブ

- ・ 設計図書で床構造の形式及び使用部材の種類、板厚等を確認図書と照合する。
- ・ デッキプレート ・ 合成スラブ用デッキプレート（認定製品有り）・床型枠用鋼製デッキプレート・シアコネクター（頭付スタッド、焼抜栓溶接等）の施工状況は、報告書を審査し、現場の施工状況を目視で確認する。

検 査 項 目		検 査 内 容	確 認 日 付		検 査 方 法 A:目視検査 B:計測検査 C:監理者報告	結 果			
			施 工 者	監 理 者		一 次 判 定	判 定 月 日	二 次 判 定	判 定 月 日
① 全 体	全 体	1. 柱、はり、壁、スラブ の位置			A・C				
② 共 通	共 通	1. 鉄筋の材質			C				
		2. かぶり厚さ			A・C				
		3. コンクリートの調合及び圧縮強度			C				
		4. 型枠支柱存置期間 ※			C				
		5. コンクリート打設後の養生 ※			C				
③ 地 盤 ・ 基 礎	支持地盤	1. 根伐り底の確認、地耐力等			C				
	基礎形状	1. 基礎の種類、くいの工法、長さ、 径、位置、杭頭補強、偏心等			C				
		2. ベース寸法、主筋の径、本数、位 置、偏心による補強等			C				
	地中ばり	1. 断面寸法、主筋径、本数、位置、 定着方法、継手（位置、長さ）、あ ばら筋の位置、径、間隔、形状、偏 心による補強等			C				
④ 柱	主 筋	1. 柱径寸法、主筋の径、本数、 配置（方向）			A・B・C				
		2. 二段筋の位置（間隔）、結束			A・B・C				
		3. 柱頭鉄筋の止まり高さ、各階止ま り主筋の定着、主筋の出隅のフッ ク、主筋のはりに対する定着			A・B・C				
	継 手	1. 主筋の継手位置、長さ、主筋の出 隅のフック			C				
	帯 筋	1. 鉄筋径（副帯筋共）、間隔及び形 状			A・B・C				
		2. 主筋絞り部、折曲げ部の帯筋補強			A・B・C				
		3. 仕口部分の帯筋の配置			A・B・C				
		4. 第一帯筋と柱頭拘束帯筋の位置			A・C				
		5. 帯筋のフック形状、結束			A・B・C				
⑤ は り	主 筋	1. 断面寸法、主筋の径、本数及び位 置			A・B・C				
		2. 二段筋の間隔の確保、長さ			A・B・C				

	定着・継手	1. 主筋の定着長さ、位置			A・B・C				
		2. 継手の位置と長さ			A・B・C				
		3. 主筋出隅部の継手末端フック			A・B・C				
	ふかし、貫通孔補強筋	1. 補強方法が適切か			A・B・C				
		2. 貫通孔補強筋（評定品の仕様）			A・B・C				
	あばら筋	1. あばら筋（副あばら筋共）の径と間隔			A・B・C				
		2. あばら筋のフック形状、位置及び結束			A・B・C				
	⑥ ス ラ ブ	1. スラブ厚、鉄筋の径と間隔			A・B・C				
		2. 主筋配置（短辺・長辺）、バンド配筋、支持条件			A・B・C				
		3. 上端筋と下端筋の位置			A・B・C				
庇 及 び 階 段 含 む	定着・重ね継手	1. 定着の長さ与方法（はり定着、隣接スラブ定着、段差スラブ定着）			A・B・C				
		2. 片持ちスラブの定着			A・B・C				
		3. 継手の位置と長さ			A・B・C				
	補強筋等	1. 床スラブの出入隅部の補強			A・B・C				
		2. 開口部補強			A・B・C				
		3. 階段部配筋と定着、補強			A・B・C				
⑦ 壁	壁 筋	1. 壁厚寸法、鉄筋の径、間隔、			A・B・C				
	定着・重ね継手	1. 定着確認（はり、柱、スラブ、壁定着）			A・B・C				
		2. 重ね継手の位置と長さ			C				
	補強筋等	1. 開口部補強			C				
		2. スリット（完全・部分）の位置、形状及び配筋			C				

⑧ そ の 他	設備配管等	1. 設備配線管の配置			A・C				
	ガス圧接継手	1. 欠陥の有無			A・C				
	特殊鉄筋継手	1. 評定、認定工法の確認			A・B・C				
⑨ 不具合の処置									
⑩ 添付図書		☐ 杭工事施工結果報告書 ☐ コンクリート工事施工計画報告書 ☐ コンクリート圧縮強度試験結果報告書 ☐ 鉄筋ミルシート ☐ 圧接抜き取り試験（又は超音波探傷試験）結果 ☐ 仮設施工計画書 ☐ 土工事施工計画書 ☐ ☐							
合 否 判 定		一 次 判 定	合 格 不 合 格		二 次 判 定	合 格 不 合 格			

※太線枠内は記入しないで下さい

鉄筋コンクリートチェックシート検査項目解説

1. 検査項目

鉄筋コンクリート工事の中間検査では、構造耐力上で重要な部位が確認の申請書及び添付図書のとおりに施工されているかを重点的に検査する。

1. 検査方法

①全体

- ・柱、はり、壁、スラブの位置を確認する。

②共通

- ・鉄筋の材質等は、圧延マークや色別表示による確認方法もあるが、一般的には、工事監理報告によるミルシートで確認する。
- ・かぶり厚さについては、政令79条による規定で明確な数値が記載されているので、これが確保されているか確認する。
- ・コンクリートの調合及び圧縮強度については、工事監理報告による配合報告書及び圧縮強度試験結果などで確認する。

※印欄については、工事施工者の管理のものであるから、工事監理者等よりヒアリングで対応する。

③地盤・基礎

支持地盤

- ・工事監理報告により、根伐り底、土質、地耐力等を確認する。

基礎形状

- ・工事監理報告により、基礎の種類、配筋状況、型枠組立状況等を写真で確認する。
- ・杭の工法（特殊な杭の工法の場合は認定番号等）、長さ、径、位置、杭頭補強、杭の芯ずれ等を確認する。
- ・工事監理報告により、ベース寸法、主筋の径、本数、位置、芯ずれによる補強等を確認する。また、配筋状況、型枠組立状況等を写真で確認する。

地中ばり

- ・工事監理報告により、断面寸法、主筋の径、本数、位置、定着方法、継手、あばら筋の位置等を確認する。また、配筋状況、型枠組立状況等を写真で確認する。

④柱

既施工部分については、書類、ヒヤリング等で確認する。

主筋

- ・柱筋リストで断面寸法、鉄筋径、本数、配置方向等を確認する。特に柱筋の配置がX、Y方向を取り違えている場合があるので注意する。
- ・柱筋リストで二段筋の位置、間隔、結束の状況を確認する。
- ・架構詳細図、仕様書等で柱頭鉄筋の止まり位置、各階止まり主筋の定着、出隅のフック、はりに対する定着等を確認する。

継手

- ・架構詳細図・仕様書等で継手位置、長さ、出隅のフックを確認する。

帯筋

- ・柱筋リスト、架構詳細図、仕様書等で鉄筋径、間隔、形状を確認する。

- ・ 架構詳細図、仕様書等で絞り部、折曲げ部、仕口部分、第一帯筋と柱頭拘束帯筋の位置等を確認する。
- ・ 仕様書等で、フックの形状を確認する。

⑤はり

主 筋

- ・ はり筋リストで断面、径、本数、位置等を確認する。
- ・ 二段筋の下がりすぎや間隔の確保、長さ等を確認する。

定着・継手

- ・ 柱への定着、継手の位置を確認する。
- ・ 主筋出隅部の重ね継手末端部のフックを確認する。

ふかし、貫通補強筋

- ・ ふかしの補強方法は適切か。貫通孔補強筋が適切にされているか確認する。また既製の評価品の使用が多いので評価番号、使用方法等要件を満たしているか確認する。

あばら筋

- ・ はり筋リストで径、間隔、フック形状、位置及び結束状況を確認する。

⑥スラブ（底及び階段含む）

スラブ筋

- ・ スラブ筋リストで厚さ、径、間隔等を確認する。
- ・ 主筋が短辺方向に配置されているか、ベンド位置、支持条件が適切か確認する。
- ・ 上端筋と下端筋の位置が適切か確認する。

定着・重ね継手

- ・ 定着の長さ、定着方法（はり、隣接スラブ、段差スラブ）を確認する。
- ・ 片持ちスラブの上端筋の位置が適切か、定着長さが確保されているか確認する。
- ・ 継手の位置と継手長さが適切か確認する。

補強筋等

- ・ 床スラブの出入隅部、開口部、階段部配筋、定着、補強筋が適切か確認する。

⑦壁

壁 筋

- ・ 壁筋リストで厚さ、径、間隔等を確認する。
- ・ 壁筋の定着長さ、定着方法、継手位置、継手長さを確認する。
- ・ 壁の開口部については、仕様書等のとおり補強筋の施工がなされているか確認する。
- ・ 伏図または軸組図等でスリットの位置、施工方法が適切か確認する。

⑧その他

設備配管等

- ・ 配線管等の配置が集中することなく、適切に施工されているか確認する。

ガス圧接継手

- ・ ガス圧接については、圧接部の欠陥の有無、形状を目視により確認する。

特殊鉄筋継手

- ・ 特殊な鉄筋継手については、認定番号、仕様等を確認する。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成 27 年 1 月 19 日

市川市長 大久保 博

一 中間検査を行う区域

市川市全域

二 中間検査を行う期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

三 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

新築に係る一の建築物又は増築若しくは改築に係る一の建築物の部分が次に掲げる用途及び規模に係るもの。（法第 18 条及び、第 85 条の適用を受けるもの、法第 68 条の 20 第一項に規定する認証型式部材等を有するもの並びに住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の規定による建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受けるものを除く。）

1 一戸建ての住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）で、次の各号のいずれかに該当する規模のもの

(1) 地階を除く階数が 3 以上のもの

(2) 床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの

（自己の居住の用に供するものを除く。）

2 長屋（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）

で地階を除く階数が 3 以上のもの

- 3 共同住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）で、地階を除く階数が 3 以上のもの
- 4 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 19 条第一項に規定する児童福祉施設等又は介護老人保健施設でその用途に供する部分の床面積の合計が 2000 m²を超えるもの
- 5 地階を除く階数が 3 以上の建築物で 3 階以上の階において次のいずれかの用途に供する部分を有するもの
 - （一） 劇場、映画館、演芸場、観覧場又は集会場
 - （二） 病院及び診療所
 - （三） ホテル、旅館又は下宿
 - （四） 店舗又は飲食店

四 指定する特定工程

次の通りとする。ただし、法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号の政令で定める特定工程を除き、1 から 4 までの二以上の工程に該当する場合は、いずれか早期に施工する工程を、1 から 4 までのいずれかの工程を二以上の工区に分けて施工する場合は、二以上に分けた工区のうちいずれか早期に施工する工区の工程を特定工程とする。

- 1 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、1 階の鉄骨その他構造部材の建て方の工事
- 2 鉄筋コンクリート造にあつて、地階を除く階数が 1 の建築物にあつては屋根及びはり（基礎ばりを除く。）の配筋の工事、地階を除く階数が 2 以上の建築物にあつては 2 階のはり及び床の配筋の工事
- 3 木造にあつては、屋根の小屋組の工事及び構造耐力上主要な軸組の工事（桝組壁工法を用いた建築物の場合は、屋根の小屋組の工事及び耐力壁の工事）
- 4 1 から 3 までに掲げる構造以外の構造であつて、地階を除く階数が一の建築物にあつては屋根版の取付けの工事、地階を除く階数が 2 以上の建築物にあつては 2 階の床版の取付けの工事

五 指定する特定工程後の工程

次のとおりとする。ただし、法第7条の3第6項の政令で定める特定工程後の工程を除き、既存建築物の全部又は一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装の工事を特定工程後の工程とする。

- 1 鉄骨造にあっては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆の工事、外装の工事及び内装の工事
- 2 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であって、地階を除く階数が一の建築物にあっては屋根及びはり（基礎ばりを除く。）のコンクリートの打ち込みの工事、地階を除く階数が2以上の建築物にあっては2階のはり及び床のコンクリートの打ち込みの工事
- 3 木造にあっては、構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装の工事（屋根ふきの工事を除く。）及び内装の工事
- 4 1から3までに掲げる構造以外の構造にあっては、構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎ぐいを除く。）を覆う外装の工事及び内装の工事

六 適用

- (1) この告示は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用する。

七 中間検査を行う期間の特例

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間に、法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法6条の2第1項に規定する確認を受けるために書類を提出した建築物で、中間検査を受けていないものについては、二に掲げる中間検査を行う期間にかかわらず、平成32年3月31日後においても中間検査を行うものとする。

平成 2 7 年市川市告示第 8 号（建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように改正し、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

平成 2 7 年 8 月 3 1 日

市川市長 大久保 博

三 4 「第 1 9 条第 1 項」を「第 1 1 5 条の 3 第 1 号」に改める。

平成 27 年市川市告示第 8 号（建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように改正し、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

平成 29 年 2 月 7 日

市川市長 大久保 博

- 二 「平成 32 年 3 月 31 日」を「平成 34 年 3 月 31 日」に改める。
- 三 新築に係る一の建築物又は増築若しくは改築に係る一の建築物の部分が次に掲げる用途及び規模に係るもの（法第 18 条及び第 85 条の適用を受けるもの、法第 26 条第 3 号に規定する畜舎その他の政令で定める用途に供するもの、法第 68 条の 20 第 1 項に規定する認証型式部材等を有するもの並びに住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 5 条第 1 項の規定による建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受けるものを除く。）に改める。
 - 三 1 「自己の居住の用に供するものを除く。」を「分譲住宅に限る。」に改める。
 - 三 2 1 の用途以外の用途に供する建築物で次のいずれかに該当する規模のもの
 - (1) 地階を除く階数が 3 以上のもの
 - (2) 床面積の合計が 500 m²を超えるものに改める。

- 三 三 「共同住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）で地階を除く階数が３以上のもの」を削除
- 三 四 「建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１１５条の３第１号に規定する児童福祉施設等又は介護老人保健施設でその用途に供する部分の床面積の合計が２０００㎡を超えるもの」を削除
- 三 五 「地階を除く階数が３以上の建築物で３階以上の階において次のいずれかの用途に供する部分を有するもの ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場又は集会場 イ 病院及び診療所 ウ ホテル、旅館又は下宿 エ 店舗又は飲食店」を削除
- 六 「平成２７年４月１日から平成３２年３月３１日まで」を「平成２９年１０月１日から平成３４年３月３１日まで」に改める。
- 七 「平成３２年３月３１日」を「平成３４年３月３１日」に改める。

工事監理報告書（工事監理の状況欄）の書き方例（木造）

資料2

事 項	材料の種別 ・部位等	照 合 内 容	照合を行った 設計図書	設計図書の 内容について 設計者に確認 した事項	照 合 方 法	照合方法及び 不適の場合に 建築主の行っ た報告の内容
敷地の形状 高さ、衛生 及び安全	支持地盤	・種類（粘性土） ・地耐力（5 t/m ² ）	特記仕様書 断面図 構造詳細図	無	・ハンドオーガー にて確認する	適
	（その他、集団規定に関することは、この欄に別途記載する。）					
主要構造部 及び主要構 造部以外の 構造耐力上 主要な部分 に用いる材 料（接合材 料を含む） の種類、品 質、形状、 寸法	基礎	・種類 （布基礎） ・寸法、形状 ・材料 コンクリート(Fc=18N) 鉄筋（SD295A）	特記仕様書 基礎伏図 構造詳細図	無	・現場にて構造図 と照合する ・同上 ・配合計画書にて 確認する ・発注伝票にて確 認する	適 適 適 適
	床下換気孔	・位置、寸法、形状	基礎伏図	無	・現場にて配筋状 況を確認	適
	軸組	・材質、寸法、形状	共通仕様書 構造詳細図	無	・材質は木材の JAS マークを確認 する	適
	筋かい配置	・位置、寸法、形状	各階伏図 軸組図	無	・現場にて構造図 と照合する	適
	屋根ふき材	・材質、寸法、形状	外部仕上げ表 断面図	無	・同上	適
	外壁材	・材質、寸法、形状	外部仕上げ表 断面図	無	・同上	適
	（その他の主要構造部等についても、以下この欄に記載する）					
主要構造部 及び主要構 造部以外の 構造耐力上 主要な部分 に用いる材 料の接合部 分の形状、 接合状況等	アンカーボ ルト	・材質、寸法、形状	共通仕様書 基礎伏図	無	・現場にて配筋状 況を確認	適
	筋かい接合 部	・材質、寸法、形状	共通仕様書 構造詳細図 軸組図	無	・金物の取付け状 況を確認する	適
	柱・土台接 合部	・材質、寸法、形状	共通仕様書 構造詳細図	無	・ホールダウン金 物の確認	適
	柱・はり接 合部	・材質、寸法、形状	共通仕様書 構造詳細図 軸組図	無	・金物の取付け状 況を確認する	適
	管柱接合部	・材質、寸法、形状	共通仕様書 構造詳細図 軸組図	無	・ホールダウン金 物の確認	適
	たるき接合 部	・材質、寸法、形状	共通仕様書 構造詳細図	無	・金物の取付け状 況を確認する	適
	（その他の主要構造部等についても、以下この欄に記載する）					
建築物の各 部分の位置 形状、大き さ	（建築物の各部分及び全体の位置、形状等について、この欄に記載する）					W-1

構造耐力上主要な部分の防錆、防腐、防蟻措置の措置方法、措置状況	柱、筋かい、壁、土台	・ 防腐措置の状況 ・ 防水紙の状況	共通仕様書 断面図 共通仕様書	無 無	・ 工事終了時に現場にて確認 ・ 工事終了時に現場にて確認	適 適
天井及び壁の室内に面する部分の仕上の材料の種別及び厚さ		(左記の事項について、この欄に記載する)				
開口部に設ける建具の種類、大きさ		(左記の事項について、この欄に記載する)				
建築設備に用いる材料の種類及びその照合した内容、構造、施工状況（区画貫通部の処置状況含む）						
備 考						

事 項	確認を行った部位、材料の種類	照 合 内 容	照合を行った設計図書	設計図書の 内容について設計者に 確認した事項	照合方法	照合方法及 び不適の場合に建築主 の行った報告の内容
敷地の形状 高さ、衛生 及び安全	形状	・形状と接道長さ	配置図、測量図	無	・隅出しの際、現場で確認	適
	衛生及び安全	・敷地高低差	配置図	無	・同上	適
	擁壁 擁壁の支持 地盤	・設置の状況 (H=1.8m) ・種類（ローム） ・地耐力（7t/ m ² ）	配置図 構造詳細図 構造詳細図 仕様書	無 無 無	・土工事の工程終了後に 現場で照合 ・載荷試験の結果と仕様 書等との照合	適 適 適
主要構造部 及び主要構 造部以外の 構造耐力上 主要な部分 に用いる材 料（接合材 料を含む） の種類、品 質、形状及 び寸法	くい (材料)	・種類（既製ぐい） ・工法（先端根固め工法） ・規格・品質 PHCぐい 径 1000～2000 長さ L=30m ・支持層（土丹）	構造詳細図 基礎伏図 仕様書	無	・工場試験書類の確認、 受入れ時の検査及び工 程終了時に現場で照合	適 適
	鋼材等（鉄 筋以外）	・材料、種類、規格、仕上 げ・品質 形状、寸法 B C P 3 2 5 他	構造詳細図 構造詳細図 各階伏図 リスト 仕様書	無 無	・工程中に地層構成、支 持層（土丹）等を確認 ・ミルシート書類審査、 受入れ時の検査及び工 程終了時に現場で照合	適 適
	溶接材料	・鋼材と溶接方法に対応し た溶接材料	構造詳細図 仕様書 製作要領書	無	・工場検査時に照合確認	適
	高力ボルト	・形状、寸法、品質 S 1 0 T ・ボルト孔の径	構造詳細図 仕様書 構造詳細図	無 無	・ミルシート書類審査、 受入れ時の検査及び工 程終了時に現場で照合	適 適
	アンカーボ ルト	・形状、寸法、品質、径 ・ボルト孔の径	構造詳細図 仕様書	無	・同上	適
	鋼材等 (鉄筋)	・材料、種類、規格、径	構造詳細図 仕様書	無	・同上	適
	コンクリ ート	・材料、種類、規格 (普通コンクリート)	構造詳細図 仕様書	無	・配合計画書・報告書に よる書類審査及び現場 水中養生供試体による 4 週圧縮強度試験結果 の確認	適
	床材	・材料、寸法、形状 合成スラブ（…デッキ）	構造詳細図 仕上表 仕様書	無	・受け入れ時の検査及び 工程終了時に現場で確 認	適
	ALC 板（内 外壁材等）	・種類、品質、形状、寸法	構造詳細図 構造計算書	無	・同上	適
	(その他の防火避難関係の主要構造部等についても、以下この欄に記載する)					適 適

主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合部分の形状、接合状況等	基礎	・位置、形状、寸法	基礎伏図 構造詳細図 断面リスト	無	・工程終了時に現場で照合	適
	くい	・配筋の本数、配置 ・くい頭処理、補強 ・位置、形状、寸法 ・偏心距離（最大 350 ）	構造詳細図 基礎伏図 くい伏図 構造詳細図 断面リスト	無 無 無 偏心の処理方法	・同上 ・同上 ・同上 ・同上	適 適 適 適 (偏心によるフーチング、基礎より計画変更確認申請)
	(その他のRC造部分についての工事監理の状況をこの欄に記載する)					
	柱と梁の接合部分	・接合方法(工場溶接、突合せ溶接フランジ、すみ肉溶接ウェブ) 1.0F ・鉄骨加工工場(認定工場)[平成10年4月1日認定番号 号] ・当該工場の品質管理 ・検査の状況 ・組立制度、開先の制度、溶接条件等	構造詳細図 構造計算書 仕様書	無	・工場検査時における製作要領書及び検査書類の確認	適
		・製品の寸法制度	仕様書	無	・認定書の照合	適
		・溶接部の品質 外観検査 超音波探傷検査	仕様書	無	・製作要領書と工場の品質管理、溶接技術者、溶接管理技術者、社内検査の実状の確認	適
	梁と梁の継手部分	・接合方法(高力ボルト摩擦接合) ・摩擦面の状態、ボルトピッチ、縁あき ・接合状況	構造詳細図 仕様書	無	・立会検査時に目視及び計測、余熱、パス間温度確認	適 (一部ルート間隔補正)
			仕様書	無	・製品検査時に目視及び計測	適
			仕様書	無	・社内検査の状況確認 ・第三者による受け入れ検査時に立会検査及び報告書の照合確認	適
	柱と柱の接合部分	・接合方法(現場溶接) 1.0F ・溶接技能者資格 ・現場溶接の品質管理	構造詳細図 仕様書	無	・設計図書と工作図との照合 ・工場における摩擦面処理の確認及びボルト孔精度確認 ・工程終了時に現場でマーキングの状態及びビシソール破断を目視で確認	適 (共回りボルトを取替え)
柱と基礎との接合部分		・組立精度開先の精度、溶接条件等 ・溶接部検査(第三者) 外観検査 超音波探傷検査	仕様書	無	・設計図書の照合	適
		・接合部分(アンカーボルト) ・接合状況	構造詳細図 仕様書	無	・溶接姿勢、鋼材板厚と資格証との照合 ・溶接管理技術者の配置、現場溶接用設備機器の配置、作業足場の設置等の確認 ・目視及び計測、パス間温度確認、湿度対策 ・第三者による受入検査時に立会検査及び報告書の照合確認	適 適 適 適
	柱と基礎との接合部分	・帳壁の種類と接合方法、緊結金物の取付状況	構造詳細図 構造計算書 仕様書	無	・工程終了時に現場で設計図書と照合確認	適
	帳壁等の外装材と柱梁部材との接合部分				・工程終了時に現場で設計図書と照合確認	適
(その他の防火避難関係の主要構造部等についても、以下この欄に記載する)						

建築物の各部分の位置形状、大きさ	壁	・位置及び形状	配置図	無	・型枠・支柱の取り外し後現場で確認	適
	床	・位置及び形状	断面図	無	・同上	適
	階段	・位置及び形状	断面図、階段詳細図	無	・同上	適
	壁	・位置、形状、寸法、開口部の配置	軸組図、床伏図	無	・工程終了時に現場で設計図書と照合	適
	柱	・位置、形状、寸法、	軸組図、床伏図	無	・同上	適
	梁	・位置、形状、寸法	軸組図、床伏図	無	・同上	適
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況	ブレース	・位置、形状、寸法	軸組図、構造詳細図	無	・同上	適
	スラブ	・位置、形状、寸法、開口部の配置	床伏図	無	・同上	適
	柱、根太、火打ちばり（木造のみ）	・防腐及び防錆措置	仕様書	無	・塗布後、現場で確認	適
	鉄骨造の柱、筋かい	・防錆措置の状況	仕様書	無	・工場出荷時に確認	適
天井及び壁の室内に面する部分の仕上の材料の種別及び厚さ	（検査時未施工）					
開口部に設ける建具の種類及び大きさ	開口部（ＲＣ造） 未施工（ＲＣ造以外の構造）	・大きさと位置	立面図、矩計図	無	・型枠・支柱の取り外し後、現場で確認	適
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造、及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む）	避雷針の接地極	・接地極の位置と材質	設備図 仕様書	無	・工事完了時に設計図書と照合	適
	浄化槽	・設置位置及び機種	配置図 設備図 仕様書	無	・工事完了時に設計図書と照合	適
備 考	① 工事監理体制：別紙添付 ② 鉄骨工事施工状況報告書：別紙添付 ③ 平成 年 月 日 計画変更確認 第*****号 （基礎の変更）					

記入上の注意

- ① 申請建築物（建築基準法第7条の5の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。）に関する当該特定工程に係る工事までの工事監理の状況について記載してください。ただし、すでに中間検査を受けたものにあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事を行う場合には、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況についてこの書類に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。
- ② 申請建築物が複数の構造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。
- ③ 接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行ったものの氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果並びに鉄骨制作加工工場が、昭和56年建設省告示第1103号第2号の規定に基づく認定を受けている場合にあっては、当該認定番号及び認定年月日を記載してください。
- ④ 材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査（以下「試験等」という。）を行った者、試験等に係るサンプル数及び試験等の結果について記載してください。
- ⑤ 「天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げ」は、建築基準法第35条の2の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑥ 「開口部」は、防火戸その他の防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第28条第1項の規定の適用を受ける部分及び同法第35条の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑦ 「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合には、「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載してください。
- ⑧ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載してください。
- ⑨ この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途添付する必要はありません。

工事監理報告書（工事監理の状況欄）の書き方例（鉄筋コンクリート造）

事 項	確認を行った部位、材料の種類	照 合 内 容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照 合 方 法	照合方法及び不適の場合に建築主の行った報告の内容
敷地の形状 高さ、衛生 及び安全	擁壁 擁壁の支持 地盤	・設置の状況 (H=1.8m) ・種類（ローム） ・地耐力 (7t/ m²) (その他、集団規定に関することは、この欄に別途記載する)	構造詳細図 構造計算書 仕様書	無 無 無	・土工事の工程終了後に現場で照合	適 適 適
主要構造部 及び主要構造部以外の 構造耐力上 主要な部分 に用いる材料 (接合材料を含む) の種類、品質、形状及び寸法	くい (材料) 鉄筋 コンクリート	・種類（場所打ちコンクリートくい） ・工法（アースドリル） ・径1000～2000 ・長さ L=30m ・支持層（土丹） ・材料、種類、規格、品質 ・形状、寸法 D10 ～ D16 (SD295A) D19 ～ D25 (SD345) ・材料、種類、企画 ・品質（普通コンクリート FC=270）	構造詳細図 基礎伏図 仕様書 構造詳細図 仕様書 構造詳細図 仕様書	無 無 無 無	・工場試験書類の確認、受入れ時の検査及び工程終了時に現場照合 ・ミルシート書類審査、受入れ時の検査及び工程終了時に現場で照合 ・配合計画書、報告書による書類審査及び供試体による4週圧縮結果の確認	適 適 適 適
主要構造部 及び主要構造部以外の 構造耐力上 主要な部分 に用いる材料の接合部分の形状、 接合状況等	基礎 くい 柱 はり（小ばり含む） 継手	・位置、形状、寸法 ・配筋の本数、配置 ・くい頭の処理、補強 ・位置、形状、寸法 ・偏心距離（最大 350 ） ・主筋の本数、径 ・フープの径、ピッチと位置 ・主筋の本数、径、位置 ・基礎の定着 ・スタラップの径、ピッチと位置 ・継手の位置、長さ ・貫通口の位置と補強方法 ・ガス圧接継手の形状と位置	基礎伏図 構造詳細図 基礎伏図 くい伏図 構造詳細図 床伏図 構造詳細図 仕様書 床伏図 構造詳細図 仕様書 大臣認定、 (社) 日本 建築センター 評価仕様 構造詳細図 (社) 日本 圧接協会ガス 圧接仕様	無 無 無 無 偏心の処理 方法 無 無 無 無 無 無 無 無	・工程終了時に現場で照合 ・同上 ・同上 ・同上 ・同上 ・工程終了時に現場で照合 ・同上 ・同上 ・同上 ・同上 ・同上 ・同上	適 適 適 適 適 (偏心によるフーチング、 基礎ばり変更確認申請済) 適 適 適 適 適 適 適 適 適 RC-1

	スラブ (ベタ基礎含む)	・特殊継手 ・主筋の向き、径とピッチ及び位置 ・主筋、配力筋の定着と継手 ・設備配管補強 ・出入隅部、開口部の配筋による補強 ・壁筋の径とピッチ、定着と継手 ・開口部分の補強 ・スリットの位置と施工状況 ・階段筋の本数、径と定着	認定、評価仕様 床伏図 構造詳細図 仕様書	無	・工程終了時に現場で照合 ・同上	適
	壁		床伏図 構造詳細図 仕様書	無	・同上	適
	階段		構造詳細図 仕様書	無	・同上	適
		(その他防火、避難等に関する主要構造部等についても以下に記入する)				
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ		(左記の事項について、この欄に記載する)				
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上の材料の種類及び厚さ		(左記の事項について、この欄に記載する)				
開口部に設ける建具の種類及び大きさ		(左記の事項について、この欄に記載する)				
天井及び壁の室内に面する部分の仕上の材料の種類及び厚さ		(左記の事項について、この欄に記載する)				
建築設備に用いる材料の種類及びその照合した内容、構造及び、施工状況（区画貫通部の処置状況含む）		(左記の事項について、この欄に記載する)				

RC-2

備 考	工事監理体制：別紙添付 平成 年 月 日 変更確認第 号 （基礎の変更）	
記入上の注意 ① 申請建築物（建築基準法第7条の5の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。）に関する当該特定工程に係る工事までの工事監理の状況について記載してください。ただし、すでに中間検査を受けたものにあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に行う場合には、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況についてこの書類に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。 ② 申請建築物が複数の構造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。 ③ 接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行ったものの氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果並びに鉄骨制作加工工場が、昭和56年建設省告示第1103号第2号の規定に基づく認定を受けている場合にあっては、当該認定番号及び認定年月日を記載してください。 ④ 材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査（以下「試験等」という。）を行った者、試験等に係るサンプル数及び試験等の結果について記載してください。 ⑤ 「天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げ」は、建築基準法第35条の2の規定の適用を受ける部分について記載してください。 ⑥ 「開口部」は、防火戸その他の防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第28条第1項の規定の適用を受ける部分及び同法第35条の適用を受ける部分について記載してください。 ⑦ 「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合には、「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載してください。 ⑧ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載してください。 ⑨ この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途添付する必要はありません。		

中間検査申請書

（第一面）

特定工程に係る工事を終えましたので、建築基準法第7条の3第2項又は第7条の4第1項（これらの規定を同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事又は指定確認検査機関

様

平成 年 月 日

申請者氏名

印

第四面に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者氏名

印

【検査を申請する建築物等】

☐ 建築物☐ 建築設備（昇降機）☐ 建築設備（昇降機以外）☐ 工作物（昇降機）☐ 工作物（法第88条第1項）

※手数料欄

※受付欄	※検査の特例欄	※検査欄	※決裁欄	※中間検査合格証欄
平成 年 月 日				平成 年 月 日
第 号				第 号
係員印				係員印

建築主、設置者又は築造主等の概要

【1. 建築主、設置者又は築造主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【4. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

【5. 建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】
【ロ. 勤務先】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 所在地】
【ホ. 電話番号】
【ヘ. 登録番号】
【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】
【ロ. 勤務先】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 所在地】
【ホ. 電話番号】
【ヘ. 登録番号】
【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】
【ロ. 勤務先】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 所在地】
【ホ. 電話番号】
【ヘ. 登録番号】
【ト. 意見を聴いた設計図書】

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】
【ロ. 営業所名】 建設業の許可()第 号

【ハ. 郵便番号】
【ニ. 所在地】
【ホ. 電話番号】

【7. 備考】

申請する工事の概要

【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】

【イ. 地名地番】

【ロ. 住居表示】

【2. 工事種別】

【イ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】第 号

【ロ. 工事種別】 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替 ☐建築設備の設置

【ハ. 建築基準法第68条の20第2項の検査の特例に係る認証番号】

【3. 確認済証番号】 第 号

【4. 確認済証交付年月日】 平成 年 月 日

【5. 確認済証交付者】

【6. 工事着手年月日】 平成 年 月 日

【7. 工事完了予定年月日】 平成 年 月 日

【8. 特定工程】

【イ. 特定工程】

【ロ. 特定工程工事終了年月日】 平成 年 月 日

【ハ. 検査対象床面積】

【9. 今回申請以前の中間検査】 (第 回) (第 回)

【イ. 特定工程】 () ()

【ロ. 中間検査合格証交付者】 () ()

【ハ. 中間検査合格証番号】 () ()

【ニ. 交付年月日】 (平成 年 月 日) (平成 年 月 日)

【10. 今回申請以降の中間検査】 (第 回) (第 回)

【イ. 特定工程】 () ()

【ロ. 特定工程工事終了予定年月日】 (平成 年 月 日) (平成 年 月 日)

【11. 確認以降の軽微な変更の概要】

【イ. 変更された設計図書の種類】

【ロ. 変更の概要】

【12. 備考】

(第四面)

工事監理の状況

	確認を行 った部 位、材 料の種 類等	照合内容	照合を行 った設 計図書	設計図書の内容について設 計者に確認し た事項	照合方法	照合結果 (不適の場合 には建築主 に対して行 った報告 の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む。）の種類、品質、形状及び寸法						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等						
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ						
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況						
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積						
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げる材料の種類及び厚さ						
開口部に設ける建具の種類及び大きさ						
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む。）						
備 考						

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 申請者又は工事監理者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 「検査を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2項第1号に掲げるものにあっては、「工作物（昇降機）」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 建築主、設置者又は築造主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主 設置者又は築造主について記入し、別紙に他の建築主、設置者又は築造主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 建築主、設置者又は築造主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ③ 2欄、3欄及び5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。
- ④ 3欄、4欄及び5欄は、それぞれ代表となる設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑤ 5欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合（工事監理に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の住所を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。
- ⑥ 6欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ⑦ 建築物又は工作物の名称又は工事名が定まっているときは、7欄に記入してください。

4. 第三面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、1欄の「ロ」に記入してください。
- ② 2欄の「イ」は、建築物が建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物に該当する場合に、当該各号の数字を記入してください。
- ③ 2欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 2欄の「ハ」は、認証形式部材等製造者が製造した当該認証に係る形式部材等を有する場合に、その認証番号を記載してください。
- ⑤ 3欄、4欄及び5欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記載してください。
- ⑥ 8欄の「ハ」は、検査対象となる部分の床面積の合計に相当する面積を記入してください。
- ⑦ 9欄及び10欄は、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑧ 11欄は、軽微な設計変更が2以上あるときは、その一について記入し、別紙にその他の軽微な設計変更について、必要な事項を記入して添えてください。
- ⑨ 11欄の「ロ」は、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。

- ⑩ 11欄は、既に中間検査を受けたものにあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要についてこの欄に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。
- ⑪ 11欄は、申請建築物について安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなることが確かめられた旨の図書を添えてください。

5. 第四面関係

- ① 申請建築物（建築基準法第7条の5及び第68条の20第2項（建築物である認証型式部材等に係る場合に限る。）の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。）に関する当該特定工程に係る工事までの工事監理の状況について記載してください。ただし、既に中間検査を受けたものにあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況についてこの書類に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。
- ② 申請建築物が複数の構造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。
- ③ 接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。
- ④ 材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査（以下「試験等」という。）を行った者、試験等に係るサンプル数及び試験等の結果について記載してください。
- ⑤ 「居室の内装の仕上に用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積」は、建築基準法施行令第20条の7第1項第1号に規定する内装の仕上に用いる建築材料の種別並びに当該建築材料を用いる内装の仕上の部分及び当該部分の面積について記載してください。
- ⑥ 「天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げ」は、建築基準法第35条の2の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑦ 「開口部」は、防火戸その他の防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第28条第1項の規定の適用を受ける部分及び同法第35条の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑧ 「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載してください。
- ⑨ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑩ この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

52

中間検査申請の床面積算定及び申請手数料算定について

建築基準法第 7 条の 3 第 2 項の規定により中間検査の申請を行うにあたり、中間検査を行う部分の床面積の合計及び申請手数料算定は下記のとおりで相違ありません。（なお、申請後に審査の中で中間検査の床面積の算定違いによる申請手数料の不足が生じた場合は、その不足分を収めます。）

平成 年 月 日

申請者又はその代理人氏名

印

1) 中間検査を行う部分の床面積算定について

構造種別			特定工程	検査対象床面積
1	鉄骨造		1 階の鉄骨その他構造部材の建て方の工事	
2	鉄骨鉄筋コンクリート造		1 階の鉄骨その他構造部材の建て方の工事	
3	鉄筋コンクリート造	地階を除く階数が 1	屋根及びはり（基礎ばりを除く）の配筋工事	
		地階を除く階数が 2 以上	2 階のはり及び床の配筋工事	
4	木造		屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法にあっては屋根の小屋組の工事及耐力壁の工事）	
5	上記 1 から 4 までに掲げる構造以外のもの	地階を除く階数が 1	屋根版の取付け工事	
		地階を除く階数が 2 以上	2 階の床版の取付け工事	

※手数料の床面積算定について

（建設省通達平成 11 年 4 月 28 日建設省住指発第 202 号）

鉄筋コンクリート造にあってははり等の配筋が、木造、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあってははり等の床を支える構造の主要な部分が施工されている場合においては、床があるものとみなして床面積を算定する。

2) 中間検査申請手数料について

手数料算定対象面積 = m²

中間検査申請手数料 = 円